

大阪市城東区役所と大阪商工会議所東支部との包括連携に関する協定書

大阪市城東区役所（以下、「甲」という。）と大阪商工会議所東支部（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、活力ある地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- （1）城東区内の商業振興に関すること
- （2）城東区の魅力発信、区政・市政のPRに関すること
- （3）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（連携期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め甲と乙でその対応を協議する。

(協定の解除等)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の

1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 甲は、乙が大阪市城東区役所が所管する包括連携に関する基準（令和6年9月1日制定。以下「基準」という。）第3条各号に該当する場合、本協定を解除または中断することができる。

3 甲又は乙は、相手方に対して、前2項による本協定の解除及び中断に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協議)

第7条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 6年 9月18日

甲：大阪市城東区中央3丁目5番45号

大阪市 協定締結担当者

城東区長 吉村 悟

乙：大阪市都島区東野田町4丁目6番22号

ニッセイ京橋ビル2階

大阪商工会議所東支部

支部長 有光 幸紀